

別表第一の十二の項を次のように改める。

十二 削除

別表第一の八十一の項中「商品投資に係る事業の規制に関する法律」の下に「(平成二年法律第六十六号)」を加え、「第三十条」を「第三条」に、「又は同法第三十三条规定第一項において準用する同法」を「同法」に、「若しくは」を「又は」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第一百四十六条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「証券会社で」を「金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)で」に改め、同号イ中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

第六条の二第一項中「の投資信託委託業者」を「の投資信託委託会社」に、「第二条第十八項」を「第二条第十一項」に、「規定する投資信託委託業者」を「規定する投資信託委託会社」に改め、同項第五号

中「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

第六条の三第二項(第五号中「投資信託委託業者」)を「投資信託委託会社」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第三項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第一百四十七条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第一百四十八条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第七項中「証券業者」を「金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五回号))第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。」を行う者」に改め、同条第八項中「証券業者」を「金融商品取引業を行う者」に改める。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第一百四十九条 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正

する。

第三条の四第四項中「及び第二十二条第二項」を「第二十二条第二項及び第三十四条第四項」に改める。

第六条第一項第一号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券会社」を「金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「証券取引法第二条第三十二項」を「金融商品取引法第二条第二十項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「第二条第二十項」を「第二条第十三項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号を同項第十五号とする。

第三十九条の二中「の投資主」との下に「「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と」を加える。

第四十九条中「第一百五十二条」を「第一百四十九条」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第一百五十条 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 商品投資に係る事業の規制

第一節 商品投資顧問業の規制

第一款 許可（第三条—第十二条）

第二款 業務（第十三条—第二十八条）

第三款 監督（第二十九条—第三十一条）

第二節 その他の商品投資に係る事業の規制（第三十二条—第三十七条）

第三章 雜則（第三十八条—第四十五条）

第四章 罰則（第四十六条—第五十一条）

附則

第一条中「商品投資に係る事業」を「商品投資顧問業」に、「について」を「に対する」に、「を

実施し、その」を「の実施その他の商品投資に係る」に、「対し」を「対する」に、「その業務」を「その事業を行う者の業務」に改める。

第二条第一項第一号中「以下「特定商品指數」という。」について、同条第八項」を「第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「特定商品指數」という。」について、同法第二条第八項」に改め、同項第一号中「以下同じ」を「次号及び次項において同じ」に、「以下「特定物品」を「第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「特定物品」に、「以下「オプション」」を「同号において「オプション」」に改め、同項第三号中「以下同じ」を「以下この号において同じ」に、「以下「指定物品」を「第二十一号第一号及び第二十八条第二号において「指定物品」」に改め、同条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「（第一項各号に掲げるもののうち政令で定めるものに限る。以下「特定商品投資」という。）」を削り、「第一項第一号」を「前項第一号」に、「第一項第二号」を「前項第二号」に、「特定商品投資」を「商品投資」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「第二十条」を「次条」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の二項を加える。

5 この法律において「商品投資契約」とは、次に掲げる契約であつて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一 当事者的一方が相手方の営業のために出資を行い、相手方がその出資された財産の全部又は一部を商品投資により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額（当該出資が損失によつて減少した場合には、その残額）の返還（次項第一号において「利益の分配等」という。）を行うことを約する契約

二 各当事者が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産の全部又は一部を商品投資により運用し、当該運用から生ずる収益の分配及び当該出資の価額に応じて分割された残余財産の価額の返還（次項第一号において「収益の分配等」という。）を行うことを約する契約

三 外国の法令に基づく契約であつて、前二号に掲げるものに類するもの

6 この法律において「商品投資受益権」とは、次に掲げる権利であつて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一 商品投資契約に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利

二 信託財産の全部又は一部を商品投資により運用することを目的とする信託の収益の分配及び元本の返還を受ける権利

三 外国の法令に準拠して設立された法人（次条及び第三十九条において「外国法人」という。）に対する権利であつて、前二号に掲げるものに類するもの

第二章を削る。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第三章 商品投資に係る事業の規制

第一節 商品投資顧問業の規制

第三章第一節中第三十条を第三条とし、同条の前に次の款名を付する。

第一款 許可

第三十一条第一項中「前条」を「第三条」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称及び住所

第三十一条を第五条とし、同条の前に次の一条を加える。

(許可の条件)

第四条 主務大臣は、前条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、商品投資に係る事業の公正又は投資者の保護を確保するため必要な最小限度のものでなければならない。

第三十二条第二項中「第三十条」を「第三条」に改め、同項第二号中「第二十八条（第四十四条において準用する場合を含む。）」を「第三十二条第一項」に改め、「若しくは第三十条」を削り、「許可等」を「許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下「許可等」という。）」に改め、同項第三号中「第六条第一項第二号に掲げる法律」を「この法律、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、特定商品等の預託等取引契約に

関する法律（昭和六十一年法律第六十一号）若しくは信託業法（平成十六年法律第百五十四号）」に改め、同項第四号中「執行役、監査役」を「会計参与、監査役若しくは執行役」に、「第六条第一項第四号イからまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 前号に規定する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十一年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ホ 商品投資顧問業者が第三十二条第一項の規定により第三条の許可を取り消された場合において、

その取消しの日前三十日以内に当該商品投資顧問業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないもの

へ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可等を取り消された法人の当該取消しの日前三十日以内に役員又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

第三十二条第三項を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の六条を加える。

（許可の有効期間）

第七条 第二条の許可の有効期間は、許可の日から起算して六年とする。

（許可の有効期間の更新）

第八条 第二条の許可の有効期間（この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更新に係る同条の許可の有効期間を含む。以下同じ。）の満了の後引き続き当該許可に係る商品投資顧問業を営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の行う有効期間の更新を受け

なければならない。

2 第四条から第六条までの規定は、第三条の許可の有効期間の更新について準用する。

3 第三条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があつた場合において、その申請について有効期間の更新の承認又は拒否の通知があるまでの間は、当該申請に係る同条の許可は、当該許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新が承認されたときは、当該有効期間の更新に係る第三条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

(変更の認可)

第九条 商品投資顧問業者は、第五条第一項第六号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本金の額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(変更の届出)

第十条 商品投資顧問業者は、第五条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその資本金の額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務

大臣に届け出なければならない。

(廃業の届出等)

第十一條 商品投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき　その会社の代表取締役又は代表執行役であつた者
- 二 破産手続開始の決定により解散したとき　その破産管財人

- 三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき　その清算人

四 商品投資顧問業を廃止したとき　商品投資顧問業者であつた会社の代表取締役又は代表執行役

- 2 商品投資顧問業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該商品投資顧問業者の第三条の許可は、その効力を失う。

(手数料)

第十二条 第八条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第三十三条及び第三章第二節の節名を削る。

第三十四条第一項中「第四十条」を「第二十五条」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の款名及び二条を加える。

第二款 業務

(標識の掲示)

第十三条 商品投資顧問業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 商品投資顧問業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第十四条 商品投資顧問業者は、自己の名義をもつて、他人に商品投資顧問業を営ませてはならない。

第二十五条を第十八条とし、同条の前に次の二条を加える。

(商品投資顧問契約の締結又は更新についての勧誘等)

第十六条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約の締結又は更新について勧誘をするに際し、商品投資

顧問契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約の解除を妨げるため、商品投資顧問契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第十七条 商品投資顧問業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、商品投資顧問契約の締結又は更新を勧誘すること。
- 一 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、商品投資顧問契約の締結又は更新を勧誘すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品投資顧問業に関する行為であつて、投資者の保護に欠けるものと

して主務省令で定めるもの

第三十六条を第十九条とし、第三十七条を第二十条とする。

第三十八条第一号中「特定商品投資」を「商品投資」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の
一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十二条 商品投資顧問業者は、第十八条、第十九条若しくは前条の規定による書面の交付又は第二十条の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面又は報告書に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該商品投資顧問業者は、当該書面又は報告書を交付したものとみなす。

第三十九条の見出しを削り、同条を第二十四条とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

(書類の閲覧等)

第二十三条 商品投資顧問業者は、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問業者の業務及び財

産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第四十条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)

第二十六条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

第四十一条を第二十七条とする。

第四十二条各号中「特定商品投資」を「商品投資」に改め、同条に次の二号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、又は商品投資に係る事業の公正を害するものとして主務省令で定める行為

第四十二条を第二十八条とし、第三章第一節に次の二款を加える。

第三款 監督

(業務に関する帳簿書類)

第二十九条 商品投資顧問業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対し報告をさせ、又はその職員に、商品投資顧問業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務改善命令)

第三十一条 主務大臣は、商品投資顧問業者の業務の運営に関し、商品投資に係る事業の公正又は投資者の利益を害する事実があると認めるときは、商品投資に係る事業の公正又は投資者の保護を確保するため必要な限度において、当該商品投資顧問業者に対し、業務の種類及び方法の変更、財産の供託その他

業務の運営の改善に必要な措置をとるべき」とを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第三十二条 主務大臣は、商品投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第二項第一号から第四号まで（同項第一号については、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条の許可又は第八条第一項の有効期間の更新を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第四条第一項に規定する許可に付した条件に違反したとき。

四 商品投資顧問業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 主務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第二章第一節の次に次の一節を加える。

第一節 その他の商品投資に係る事業の規制

(商品投資契約の締結等に関する制限)

第二十三条 商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介（以下この項及び第三十五条において「締結等」という。）を業として行う者は、商品投資顧問業者その他これに類する者として政令で定めるもの（次項において「商品投資顧問業者等」という。）に対して商品投資に係る投資判断を一任する商品投資契約でなければ、その締結等をしてはならない。ただし、金融商品取引法第二十九条の登録を受けて投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行う者（次項ただし書及び第四十条第二項において単に「投資運用業を行う者」という。）の運用財産（同法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。次項ただし書、次条及び第四十条第二項において同じ。）の運用上生じた余裕金その他これに類するものとして政令で定める資金を商品投資により運用することを内容とする商品投資契約については、この限りでない。

2 商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介（以下この項及び第三十五条において「販売等」という。）を業として行う者は、商品投資顧問業者等に対して商品投資に係る投資判断を一任する契約に

係る商品投資受益権でなければ、その販売等をしてはならない。ただし、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。第四十条第二項において同じ。）又は信託業務を兼営する金融機関が委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者からの指図を受けないで行う商品投資に係る商品投資受益権及び投資運用業を行う者の運用財産の運用上生じた余裕金その他これに類するものとして政令で定める資金を商品投資により運用することを内容とする契約に係る商品投資受益権については、この限りでない。

（財産の分別管理）

第三十四条 商品投資契約に基づいて出資された財産を管理する者（商品投資契約の締結を業として行う者に限る。）は、主務省令で定めるところにより、当該財産（運用財産に該当するものを除く。）を、自己の固有財産及び他の商品投資契約に基づいて出資された財産と分別して管理しなければならない。

（指示）

第三十五条 主務大臣は、商品投資契約の締結等を業として行う者が第三十三条第一項若しくは前条の規定に違反し、又は商品投資受益権の販売等を業として行う者が第三十二条第二項の規定に違反した場合